

森林整備事業部の活動の目的と施業方法

市民の森での森林整備は、「茅野市森林整備計画」、「茅野市 市民の森基本構想」に基づいて実施することになります。また、その整備作業に補助金が交付されるためには、「信州の森林づくり事業実施要領」にも制約されます。それらの内容を纏めてみました。（※印は後方に用語説明あり）

茅野市森林整備計画（平成24年策定） 要約

【茅野市HP参照】

茅野市「市民の森」基本構想

【茅野市HP参照】

森林整備の基本方針

地域の目指すべき森林資源の姿

- 【水源涵養機能】維持増進を図る森林
- 【災害防止・土壌保全機能】の維持増進を図る森林
- 【快適環境形成機能】の維持増進を図る森林
- 【保健・レクリエーション機能】の維持増進を図る森林

- ・原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林
- ・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供してくれる森林であり、保健休養活動に適した森林

【文化機能】の維持増進を図る森林

- 【木材生産機能】の維持増進を図る森林
- （中略）

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

保健文化機能の維持増進を図る森林の区域指定

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一帯となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

1. 森林の大切さを学習する森
2. 生物の多様性を高め、観察・研究する森
3. 森林整備のモデルとなる森
4. 健康の増進に寄与する森
5. 循環型社会に向けた、森林資源の活用と情報発信を行う森

「保健文化機能の維持増進を図る森林」の施業方法

- 広葉樹の導入を図る施業
- 美的景観の維持・形成に配慮した施業
- 択伐※による「複層林施業※」
- 長伐期施業※

注1：市民の森（吉田山）は、本区域に含まれる「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に指定されている。

注2：本区域指定は補助金交付対象の環境林整備事業の実施要件となる。

信州の森林づくり事業実施要領 要約

『環境林整備事業』の「間伐※」

- 適正な密度管理等を目的とし、Ⅻ齢級（林齢72年）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰※
- 伐採率 — 「不良木の淘汰※」は、育成しようとする樹木の立木本数の概ね30%以上（下限）、立木材積35%以下（上限）とする。（搬出集積は補助の対象としない。）

「玉切」 — 施行地面積又は伐採本数の8割以上（検査時）を実施。2～4mに玉切りし、土に付けて土に還す。

平成29年は信州の森林づくり事業実施要領に基づき市、財産区、当会の三者による「環境林整備事業協定（37、38、39林班、期間10年）」締結、同時に当会と財産区との「施業実施協定（同範囲、同期間）」締結して、森林整備を実施しました。

用語の説明

| | |
|----------|---|
| 「間伐」 | 将来、収穫する（主伐※）ための伐採。 |
| 「不良木の淘汰」 | 育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整と残存木の成長を図ること。 |
| 「択伐」 | 単木単位で伐採区域全体で将来立木が均等な割合になるように伐採。 |
| 「複層林施業」 | 皆伐をしないで様々な世代の木を1つの林分の中で育てていく施業。 |
| 「長伐期施業」 | 主伐※の時期を標準伐期齢※の2倍以上とする。 |
| 「標準伐期齢」 | アカマツ・カラマツ ➡ 40年 ユナラ・その他広葉樹 ➡ 20年 |
| 「主伐」 | 活用・収穫するための伐採、「皆伐」と「択伐」の方法がある。 |